

三朝町下水道排水設備工事指定業者に関する申請手順

(各種申請に係る手順及び提出書類一覧)

1 三朝町建設水道課上下水道係に以下の申請書類を提出する。

(1) 下水道排水設備工事指定業者指定申請に必要な書類

凡例	書類名	補足事項
	三朝町下水道排水設備工事指定業者申請書 (様式第 1 号)	
	欠格要件に該当しないことの誓約書 (様式第 1 号の 2)	
	法人にあっては定款及び登記事項証明書の写し、 個人にあってはその住民票の写し	
	所有する工事用設備機械器具調書	
	支社、支店及び営業所の場合にあっては、本社からの委任状	
	工事経歴書	
	専属する責任技術者の名簿	
	専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(県下水道協会長が交付したもの)の写し	
	その他管理者が必要と認める書類	別途指示があった場合のみ

※指定更新申請の際も同様とする。

(2) 書類提出に係る留意事項

- 提出にあっては原則建設水道課窓口での受付とします。
- 受付時間は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

2 工事指定業者決定通知書、工事指定業者証、標示板の受領

指定を決定した場合、町から指定工事業者に対し『三朝町下水道排水設備工事指定業者決定通知書』を通知、『指定業者証』及び『標示板』を交付します(指定)。

3 保証金、手数料の納付

(1) 保証金

- 新たに指定を受けた指定工事業者は、指定決定通知の日から 10 日以内に別途納付書により保証金として 10 万円を町に納付してください。
- なお、継続指定(更新)の場合は、特別な事情がない限り従前のものをもって納入があったものとみなします(納付不要)。

(2) 手数料

- 指定決定通知の日から 10 日以内に別途納付書により手数料 5,000 円を納付してください。
(手数料は新規、更新ともに必要です)

【指定の内容に変更があったときに必要な書類】

1 指定の内容に変更があったとき

- 届出を要する変更は下表のとおりです。
- 下表のいずれかに該当するときは、直ちに『三朝町下水道排水設備工事指定事項変更届（様式第5号）』に、下表「添付書類」欄に掲げる書類を添えて町に提出してください。

	届出を要する変更	添付書類
(1)	店舗を異動するとき。	
(2)	営業を休止し、又は廃止しようとするとき。	指定業者証及び標示板（返還：指定時に町が交付したもの）
(3)	組織を変更したとき。	<u>法人にあっては定款及び登記事項証明書の写し</u>
(4)	責任技術者に異動があったとき。	専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（県下水道協会長が交付したもの）の写し
(5)	代表者に異動があったとき。	<ul style="list-style-type: none"> • 様式第1号の2による誓約書 • 定款及び登記事項証明書の写し
(6)	規則第3条第4号ア、エ又はオのいずれかに該当するに至ったとき。（※）	